

いじめ防止基本方針

五條市立野原小学校

1 はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命、身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものであり、絶対に許されない行為である。

しかし、いじめは、どの学校の、どの学級の児童生徒にも起こりうるものであり、全国的に深刻な状況が続いている。

本校では、「いじめ防止対策推進法」（平成25年法律第71号。以下、「法」という）第12条の規定及び国の「いじめの防止等のための基本的な方針」（平成25年10月11日文部科学大臣決定）並びに「奈良県いじめ防止基本方針」及び「五條市いじめ防止基本方針に基づき、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進するために「五條市立野原小学校いじめ防止基本方針」を策定する。

2 いじめ防止基本方針に関する視点

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、より根本的ないじめの問題克服のためには、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の観点が重要であり、全ての児童を、いじめに向かわせることなく、おもいやりのある対人関係を構築できる社会性のある大人へと育み、いじめを生まない土壤をつくるために、関係者が一体となった継続的な取組が必要である。

このため、学校の教育活動全体を通じ、全ての児童に「いじめは決して許されない」ことの理解を促し、児童の豊かな情操や道徳心、自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度など、おもいやりのある人間関係を構築する能力の素地を養うことが必要である。

(1) 定義

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為(インターネットを通じて行われるものも含む。)であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

(2) いじめの防止に向けた学校の方針

- ① あらゆる教育活動を通じ、だれもが、安心して、豊かに生活できる学校づくりを目指す。
- ② 児童が主体となっていじめのない子ども社会を形成するという意識を育むため、児童の発達段階に応じていじめを防止する取組が実践できるよう指

導、支援する。

- ③ いじめは、どの学校でも、どの学級にも、どの児童にも起こりうることを強く意識し、いじめを未然に防ぎ、いじめが発生した場合は早期に解決できるよう保護者や地域、関係機関等と連携し、情報を共有しながら指導にあたる。
- ④ いじめを絶対に許さないこと、いじめを受けている児童を守り抜くことを表明し、いじめの把握に努めるとともに、校長のリーダーシップのもと組織的に取り組む。
- ⑤ 相談窓口を明示するとともに、児童に対して定期的なアンケートや個別の面談を実施するなど、学校組織をあげて児童一人一人の状況の把握に努める。

(3) いじめ対策委員会の設置

【主な活動内容】

- ① 学校いじめ防止基本方針作成・見直し
- ② いじめ防止等に関する年間指導計画の作成
- ③ 校内研修会の企画・立案
- ④ 「いじめアンケート」の結果、報告等の情報の整理・分析
- ⑤ いじめが疑われる案件の事実確認・対応方針の決定
- ⑥ 要配慮児童への支援方針決定

(4) 「未然防止」の取組

① 年間を通しての取組

ア 望ましい人間関係づくりのために、児童が主体となって行う活動

- ・委員会活動
- ・クラブ活動
- ・縦割り班活動
- ・児童集会活動

イ 児童の規範意識、帰属意識を相互に高め、自己有用感を育む

- ・一人一人の実態に応じたわかる授業の展開
- ・規律ある生活習慣、学習習慣の育成
- ・生活部による啓発活動

ウ 人権感覚の育成

- ・教科や特別活動、道徳の時間や総合的な学習の時間を中心とした道徳教育や情報モラル教育の時間設定

② 未然防止に関する月別の取組

月	取組に関する内容		
	教職員の活動	児童の活動	保護者への活動
4	<input type="radio"/> いじめ防止基本方針に関する検討【生活部】 <input type="radio"/> いじめ対策に関する共通理解【職員会議】 <input type="radio"/> 児童に関するQU等による情報交換【人推】 <input type="radio"/> 学級経営案等【学級担任】	<input type="radio"/> あいさつ月間 <input type="radio"/> 「学校のきまり」の共通理解 <input type="radio"/> 学級開き・学級ルールづくり <input type="radio"/> 行事を通した人間関係づくり <input type="radio"/> 人権ポスター	<input type="radio"/> いじめ対策に関する説明・啓発【PTA役員】
5	<input type="radio"/> 教科指導研修【職員研修】		<input type="radio"/> PTA 総会
6	<input type="radio"/> いじめのアンケート【学級担任】	<input type="radio"/> 人権参観 <input type="radio"/> 人権講演会	<input type="radio"/> 引き渡し訓練
7	<input type="radio"/> 気になる子研修会 <input type="radio"/> QU 研修会	<input type="radio"/> 社会を明るくする運動 <input type="radio"/> 夏休みの暮らしについて	<input type="radio"/> 地区別懇談会 <input type="radio"/> 個人懇談
8	<input type="radio"/> 人権職員研修		
9		<input type="radio"/> 運動会	
10		<input type="radio"/> 人権作文	
11	<input type="radio"/> いじめのアンケート【学級担任】		
12	<input type="radio"/> 気になる子研修会	<input type="radio"/> 冬休みの暮らしについて	<input type="radio"/> 個人懇談
1	<input type="radio"/> 次年度に向けた取組		
2			
3	<input type="radio"/> 気になる子研修会	<input type="radio"/> 春休みの暮らしについて	

(5) 「早期発見」に関する取組

教職員及び保護者で共有するサインチェック

① いじめられている児童が発する具体的サインチェックリスト

場面	チェック	サイン
登校時		○遅刻や欠席が増える。また、その理由を明確に言わない。
		○視線が合わず、うつむいている。表情が暗い。
		○挨拶の声に元気がない。
朝の会等		○提出物の忘れが多くなる。
		○健康観察の声が小さく、元気がない。また、視線が合わない。
		○体調不良を訴える。
授業中		○教科書や文房具などの忘れ物が目立つ。
		○教科書やノート、机などに落書きをされている。
		○発言が笑われたり、無視されたりする。
		○机を離される。
休み時間		○一人でいることが多い。
		○会話に入れてもらえない。
		○持ち物がなくなったり、いたずらをされたりする。
給食中		○特定の仕事をやらされ続ける。
		○机を離される。
		○給食の量が少ない。
放課後		○慌てて下校する。または、用事もないのに学校に残る。
		○持ち物がなくなったり、いたずらをされたりする。
		○一人で下校する。

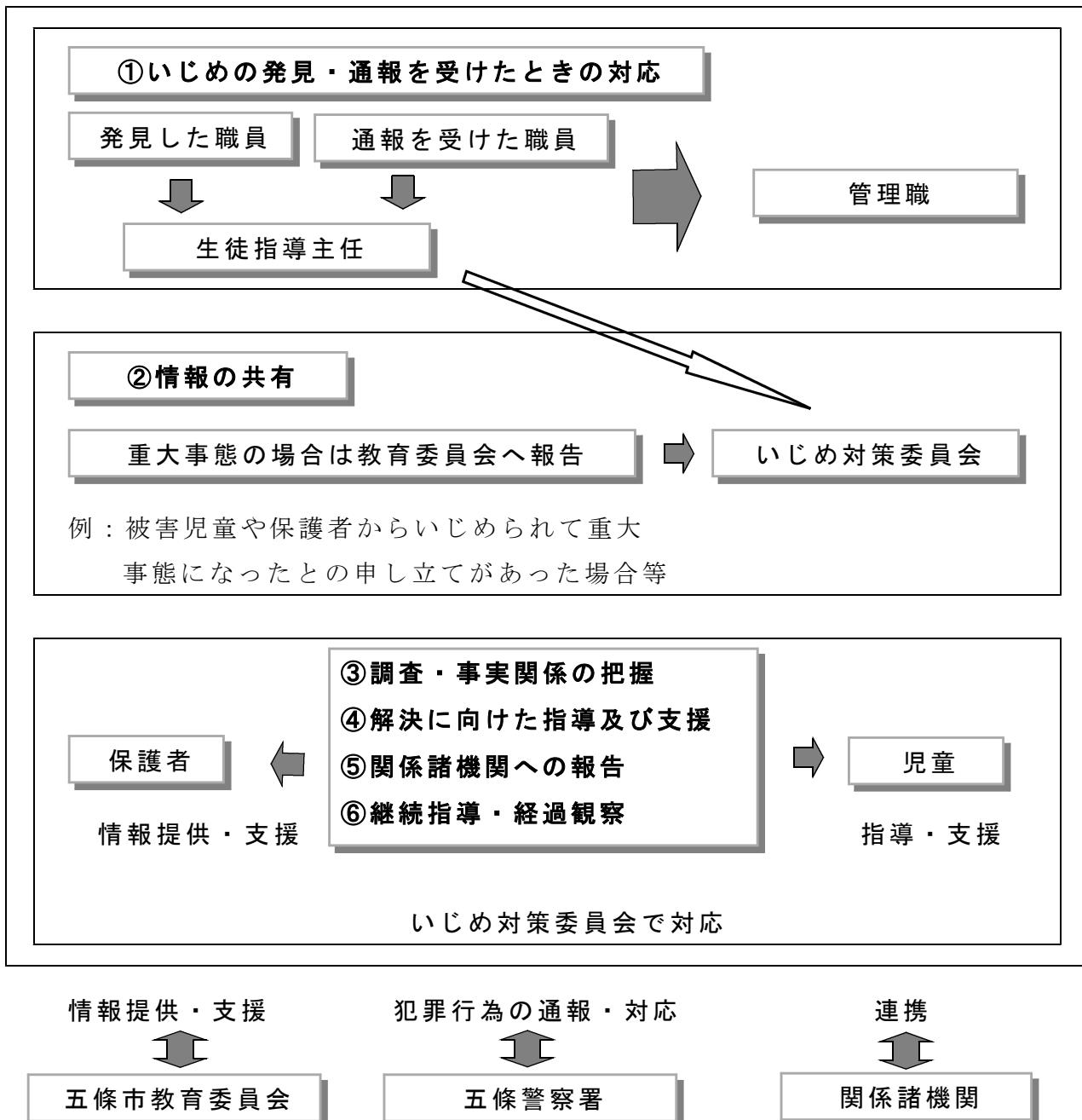
② いじめている児童が発する具体的サインチェックリスト

チェック	サイン
	○グループを作って仲間同士で集まり、ひそひそ話しをする。
	○ある児童にだけ、周囲が異常に気を遣っている。
	○グループで会話をしていても、教職員が近付くと、不自然に散らばる。
	○自己中心的な言動が目立ち、グループの中心的な存在の児童がいる。
	○教職員や他の児童に対する言葉遣いが悪くなる。

③ 学校学級内での具体的サインチェックリスト

チェック	サイン
	○嫌なあだ名が聞こえる。
	○席替えなどで、特定の児童が近くにくることを嫌がる。
	○何か起こると特定の児童の名前が出る。
	○壁などにいたずらや落書きがある。
	○机や椅子、ロッカーなどが乱雑になる。

(6) 「早期対応」及び「重大事態への対処」に関する取組



① いじめ発見・通報を受けたときの対応

ア 教職員は、「これくらい」という感覚をなくし、そのとき、その場で、いじめの行為をすぐにやめさせる。

イ いじめられている児童や通報した児童の身の安全の確保を最優先とする。

ウ いじめの事実について生活指導主任及び管理職に速やかに報告する。

② 情報の共有

ア いじめの情報を受けた生活指導主任は、全職員へ連絡し、情報の共有化を図る。

イ いじめ対策委員会を直ちに開催

③ 調査・事実関係の把握

- ア いじめ対策委員会を開き、調査方針を決定する。
- イ 調査の時点で、重大事態であると判断された場合は、直ちに五條市教育委員会に報告をする。
- ウ 児童の聞き取りに当たっては、担任のほか、状況に応じて児童が話しやすいように担当する職員を選任するとともに、個別に対応する。
- エ 必要な場合には、児童へのアンケート調査を行う。

④ 解決に向けた指導及び支援

- ア 専門的な支援が必要な場合には、五條市教育委員会、五條警察署及び高田子ども家庭相談センター等の関係諸機関に相談する。
- イ 解決を第一に考え、保護者及びその他の関係者との適時・適切な情報共有を図る。
- ウ 指導及び支援方針の変更が必要な場合は、隨時いじめ対策委員会において、指導及び支援方針を決定する。
- エ 全職員で連携し組織的対応に努める。
- オ 指導及び支援を行うに当たっては、以下の点に留意して対応する。

○いじめられた児童とその保護者への支援

【いじめられた児童への支援】

- ・いじめられた児童の苦痛を共感的に理解し、心配や不安を取り除くとともに、全力で守り抜くという立場で、複数の教職員で支援する。
- ・安全・安心を確保する。
- ・心のケアを図る。
- ・今後の対策について、共に考える（具体的に詳しく、どのようにしてほしいか）。
- ・活動の場を設定し、認め、励ましていく。
- ・温かい人間関係をつくる。

【いじめられた児童の保護者への支援】

- ・複数の教職員で対応し、学校は全力を尽くすという決意を伝え、少しでも安心感を与えるように努める。
- ・事実関係を明確に説明する。
- ・じっくりと話を聞く。
- ・苦痛に対して本気になって、精一杯の理解を示す。
- ・親子のコミュニケーションの協力を求める。

○いじめた児童とその保護者への支援

【いじめた児童への支援】

- ・複数の教職員で対応し、いじめは決して許されないという毅然とした態度で、いじめた児童の内面を理解し、他人の痛みを知ることができるようとする指導を根気強く行う。

- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめの背景や要因の理解に努める。
- ・いじめられた児童の苦痛に気付かせる。
- ・今後の生き方（何を学んだのか）を考えさせる。
- ・必要がある場合は適切に懲戒を行う。

【いじめた児童の保護者への支援】

- ・複数の教職員で対応し、事実を丁寧に説明する。
- ・事実関係を明確に説明する。
- ・児童や保護者の心情に配慮する。
- ・家庭の様子等で気付いていることを報告してもらう。
- ・児童の成長につながるように教職員として努力していくこと、そのためには保護者の協力が必要であることを伝える。

○いじめが起きた集団への働きかけ

- ・被害・加害児童だけでなく、おもしろがって見ていたり見て見ぬふりをしたり、止めようとしなかったりする集団に対しても、自分たちがいじめ問題に関係していたことに気付かせ、解決する力を育てる。
- ・いじめの事実を確認する。
- ・いじめは絶対に許されない行為であることを自分の問題として捉えさせる。
- ・勇気をもって「いじめはだめだ」と言える児童の育成をする。
- ・共感的人間関係の育成に努める。
- ・自己有用感が味わえる集団作りに努める。

○保護者同士が対立する場合などへの支援

- ・教職員が間に入って関係調整が必要な場合と判断したときは、中立、公平性を大切に対応する。
- ・双方の和解を急がず、相手や学校に対する不信等の思いを丁寧に聞き、寄り添う態度で臨む。
- ・管理職が率先して対応する。
- ・五條市教育委員会や関係諸機関と連携し、解決を目指す。

⑤ 関係諸機関への報告

- ア 五條市教育委員会への報告は速やかに行う。
- イ いじめの内容が犯罪行為であると認められる場合には、五條警察署に通報し、警察署と連携して対応する。

⑥ 繼続指導・経過観察

継続して(3ヶ月)、全職員で見届けや見守りを行い、いじめの再発防止をする。

4 検証及び改善について

学校の基本方針は、現状や課題等に応じて、普段から改善や見直しに努める。必ず、毎年、1月には効果を検証し、国及び奈良県並びに五條市教育委員会が作成しているいじめ防止等に関する資料を基に、見直しの必要があると認めるときは、改善を行い、4月より改善策で取り組むこととする。